

## 研究結果

国際化が進む中、金融危機が重なり、労働市場の流動化に伴い雇用形態が多様化しつつある。企業は、無限競争に対応するために経費を削減するとともに、景気後退に柔軟に対応するために正規雇用で代わってパートや期間雇用、派遣などのような非正規職労働者を採用するなど、雇用におけるポートフォリオ政策をとっている企業が増えている。特に、最近では派遣や社内請負のように外部労働力を利用するか、外注化する傾向が強まっている。

このような中で、正規職労働者や非正規職労働者および外部労働に従事する労働者との間に雇用保障や賃金などを含む労働条件において大きな格差が生じ、この問題は日韓両国において深刻な社会的イシューとなっている。これらに対応するために、日韓両国では非正規職労働者を保護する法律を整備するなど、その解決に腐心している。

しかし、このような非正規職雇用を保護する立法が行われたにもかかわらず、正規職・非正規職との間の格差問題は依然として改善されていない。それでは、その理由は何処にあるのだろうか。本研究は、この点にフォーカスを当てて研究を行い、次のような結論を得るに至った。

第一に、非正規職保護法律が整備されたとはいえ、その具体的な内容を見ると未だにその内容が不十分である。例えば、比較的最近に制定された韓国のいわゆる「有期雇用に関する法律」を見ても、2年という期間の制限は設けられたものの、期間雇用の使用に関する制限は全くないので、特定の労働者を2年以上継続雇用しない限り、同じポストに別の労働者を採用するのに何の制限はない。このような問題は「労働者派遣法」にもそのまま当てはまる。日本の場合には、より深刻である。すなわち、日本では、期間雇用を規制する法律はなく、もっぱら判例法理に委ねられているので、この問題の解決におけるトランスペアレンシーを欠いている。派遣の場合は、労働者派遣法の本来の趣旨とはかけ離れ、その対象範囲が全面的に拡大され、産業全般に派遣労働の副作用（例えば違法派遣）が蔓延し、正規雇用が危ぶまれる事態に至っている。

第二に、正規雇用と非正規雇用との格差を最小限にするためには、非正規職労働者を保護する立法だけでは足りず、非正規職労働者自らが立ち上がり、彼らの労働条件の改善を図りうる組織が必要である。それにもかかわらず、非正規職労働者は、既存の正規職中心の労働組合から排除されており、非正規職労働者自らが労働組合を組織し難い現実を照らし、非正規職労働者の権益を代弁できる組織作りが必要である。

第三に、上記では正規職・非正規職について述べたが、これらの労働者よりさらに悲惨な状況に置かれているのが、いわゆる請負雇用に従事している労働者である。請負労働者は形式的には、民法上の請負契約や委任契約の形をとっているために、労働関連法は適用されないが、その実態は労働者派遣に近い雇用も多い。このような問題に対応するために、行政機関は請負と派遣を区別する判断基準をもって行政監督を行っているが、そもそも請負と派遣は実務において区別が容易ではないこともあって、根本的な解決までには至らないのが実状である。

以上でとりあげた問題を解決するためには、非正規職労働者を保護する立法を見直すとともに、非正規職労働者自らが労働組合を組織し、活動しやすい環境を整備することが必要である。それとともに、非正規職労働者に対する差別を是正するために彼らにも「同一労働同一賃金の原則」を適用するなど、新しい法理の開発が必要であると思われる。

研究成果の公表について(予定も含む)

口頭発表 (題名・発表者名・会議名・日時・場所等)

題 目 : Labour Policy on Fixed-Term Employment Contracts in Korea

(韓国における有期雇用の労働政策)

発表者 : Lee John (李 鋌)

会議名 : The 10<sup>th</sup> Comparative Labor Law Seminar

日 時 : 2010年3月8日~9日

場 所 : The Japan Institute for Labour Policy and Training (JILPT)

論文 (題名・発表者名・論文掲載誌・掲載時期等)

題 目 : Labour Policy on Fixed-Term Employment Contracts in Korea

(韓国における有期雇用の労働政策)

発表者 : Lee John (李 鋌)

掲載誌 : JILPT REPORT(No.9 2010)

書籍 (題名・著者名・出版社・発行時期等)

題 名 : Regulation of Fixed-term Employment Contracts: A Comparative Overview

著者名 : Lee Johnほか (日本、ドイツ、フランス、イギリスなど10カ国の学者共著)

出版社 : Wolters Kluwer

発行時期 : 2010年末